

千葉県特定建築物等立入検査実施要領

第1 目的

この要領は、環境衛生監視員（以下「監視員」という。）が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）に基づく特定建築物等（以下「施設」という。）の立入検査等の実施に関し、必要な事項を定める。

第2 実施方法

- (1) 特定建築物年間立入計画に基づき、原則としてすべての施設に対し、毎年度1回立入検査を行う。ただし、次に掲げる施設については、随時行うものとする。
 - ア 法第5条第1項又は第2項の規定による、新たな届出施設
 - イ 法第5条第3項の規定により、構造・設備等に係る変更の届出があり、必要と認める施設
 - ウ 関係者から検査の要望があり、必要と認める施設。
 - エ 使用者等から苦情があり、必要と認める施設
- (2) 法第13条第1項に定める特定建築物のうち、環境衛生上必要と認めるときは、関係者の合意を得たうえで、当該特定建築物に係る調査を行う。
- (3) 法に定める特定建築物以外の建築物のうち、環境衛生上必要と認めるときは、関係者の合意を得たうえで、当該建築物に係る調査を行う。
- (4) 立入検査等は、原則として環境衛生監視員2人以上で行う。
- (5) 施設の使用又は利用時間内に行う。ただし、保健所長が必要と認めるときは、この限りではない。
- (6) 立入検査等を行う場合は、原則として次に掲げる者の立会いを求めるものとする。
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ 特定建築物所有者等関係者
 - ウ 維持管理等委託業者
- (7) 監視員は、立入検査等を行うときは、立会者に対し、環境衛生監視員証を提示するものとする。

第3 検査事項

- 1 立入検査時における検査及び調査すべき事項（以下「検査事項」という。）は、別表に掲げる事項のうち必要と認めるものとする。
- 2 立入検査等においては、別表に定める事項について別記「特定建築物維持管理状況採点基準」により採点する。

第4 検査結果の措置

立入検査の結果は、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 立入検査の結果は、特定建築物立入検査等結果書（様式第1号 甲・乙 2枚複写）に記録し、乙票を立会者に対し交付するものとする。
- (2) 前条の規定による採点の結果が、次の表の採点結果の欄に掲げる場合となる施設については、それに対応する指導方法の欄に定める方法により、特定建築物権原者等に対し指導するものとする。

採点結果	指導方法
減点0の場合又は減点1の項目のみの場合	特定建築物立入検査等結果書の交付 (1 良好)
減点3の項目がある場合	特定建築物立入検査等結果書の交付 (2 指摘事項)
減点5の項目がある場合	特定建築物立入検査指導票（様式第2号）の乙票の交付による改善の指示及び特定建築物指導事項改善報告書（様式第3号）の徴収
減点10の項目がある場合	特定建築物改善通知書（様式第4号）による改善の指示、特定建築物改善計画書（様式第5号）及び特定建築物改善報告書（様式第6号）の徴収（改善内容によっては、様式第5号の省略可）

- (3) 上記(2)により改善の指示を行った施設に対しては、必要に応じ、再度立入検査を実施し、改善の状況等の確認を行うものとする。
 - (4) 上記(3)により確認した改善の状況は、特定建築物立入検査指導票の甲票にその経過を記載するものとする。
 - (5) 前記特定建築物改善通知書を通知後、改善が認められない場合において必要があると認めるときは、法第12条の規定による改善命令等を行う。
 - (6) 前条の規定による採点の結果は、施設指導システムに入力する。
 - (7) 採水を伴う検査により検査結果が適合の場合は、結果書の通知により、不適合の場合は、特定建築物立入検査指導票（様式第2号）の乙票の交付による改善の指示及び特定建築物指導事項改善報告書（様式第3号）の徴収により措置するものとする。
 - (8) 特定建築物立入検査等結果書（甲票）及び特定建築物立入検査指導票（甲票）は、当該立入検査を行った年度の翌年度の4月から5年間保存しておくものとする。
- 2 立入調査の結果は、前項の(1)(2)(6)(7)と同様に処理するものとする。なお、減点5及び10の項目がある場合も、特定建築物立入検査等結

果書の交付のみとする。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別記 1

特定建築物維持管理状況採点基準

- 1 検査事項ごとに減点法により採点する。

- 2 減点は、次の各号に定めるところにより行い、その判断は、特定建築物立入検査時判定基準（別表）に基づき行う。
 - (1) やや劣るもの 減点1とする。
(例・軽微な事項の遵守を過失により怠っているもの)
 - (2) 劣るもの 減点3とする。
(例・遵守を過失により怠っているもの)
 - (3) 特に劣るもの 減点5とする。
(例・各法に定められた事項の遵守状況の特に悪いもの、特定建築物立入検査指導票による改善指示を受けながら改善していないもの)
 - (4) 悪質なもの 減点10とする。
(例・再三の特定建築物立入検査指導票による改善指示を受けながら改善の意欲が認められないもの)